

障がい者活躍推進計画

下呂市が丸となって、障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者活躍推進計画を策定します。

機関名	下呂市役所
任命権者	下呂市長、下呂市教育委員会、消防長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
下呂市役所における障がい者雇用に関する課題	下呂市役所においては、平成30年度まで法定雇用率を達成していましたが、退職が相次ぎ平成31年度より法定雇用率を下回った。このため、令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成し、積極的な採用活動を行っているが達成には至っていない。ついては、法定雇用率を達成させるとともに、採用した障がい者である職員が働きやすい職場環境の整備に努めたい。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 （参考）令和元年11月1日時点の実雇用率：2.32% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
（2）人材面	○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む）全員に、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 障がい者が配属されている部署の職員を中心に、1人以上厚生労働省又は岐阜労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 現に勤務する障がい者や、今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、自己申告書等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（1）職務環境	○ 基礎的環境整備として、各施設の改修等を障がい者である職員の要望を踏まえて検討する。

<p>(2) 募集・採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校等の生徒を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>(3) 働き方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時差出勤、早出遅出出勤制度などの導入を検討する。 ○ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
<p>(4) キャリア形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修や向上研修等の教育訓練を実施する。
<p>(5) その他の人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調把握を行う。
<p>4. その他</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。